

こうした「面」的な基盤整備を民間主体で進めるための枠組みとしては、現在、「民間事業者による老後の保健及び福祉のための総合的施設の整備の促進に関する法律」（いわゆるWAC法）があるが、必ずしも十分に機能していない。前述の市町村における事業計画の見直しも踏まえつつ、今後の基盤整備の基本方向を実現するための新たな枠組みを検討していくことも今後の課題として考えられる。

VI. 見直しの進め方

○ 以上ⅠからⅤまで述べてきたように、今回の制度見直しにおいて検討すべき課題は広範多岐にわたっており、それぞれの項目によって、具体化へ向けて必要とされる準備期間や実行方法・プロセスも大きく異なってくる。例えば、大きく分けると、

① 『地域において必要とされるサービス基盤や実施体制の整備に、一定の準備期間を要する項目』としては、「総合的な介護予防システムの確立」や「新たなサービス体系の確立」等があげられる。これらについては、地域の特性を踏まえ、段階的な実施も含めて、全体としては3～4年間程度の実施スケジュールを設定することが考えられる。

これに対して、

② 『サービスの適正化や保険財政の健全化等の観点から、できる限り速やかに実施すべき項目』としては、「施設給付の見直し」や「サービスの質の確保・向上」、「保険料負担等の見直し」、「制度運営の見直し」等があげられる。

○ したがって、今後これらの改革を実行に移すにあたっては、制度の運営主体である市町村の実施体制やサービス基盤整備の進捗状況、介護保険財政の状況などを総合的に勘案し、円滑な実施が可能となるような、全体的な施行スケジュールを検討することが求められる。

第3 「被保険者・受給者の範囲」について

○ 本部会は、報告書冒頭で整理しているとおり、法施行後5年を目途とした介護保険制度見直しの論点として、①「基本理念を踏まえた施行状況の検証」、②「将来展望に基づく新たな課題への対応」及び③「制度創設時からの課題についての検討」の3つを掲げ、これまで、主に、①及び②について述べてきた。

③の「制度創設時からの課題」も、そのいくつかについては既に対応すべき方向性を述べてきたが、ここでは、そうした課題の一つである「被保険者・受給者の範囲」について、論点を中心に整理することとする。

○ 介護保険制度は、社会経済に広範な影響を与える制度であることから、1994年（平成6年）の制度設計の検討開始から2000年（平成12年）の施行までに、7年を要した。それでもなお、「走りながら考える」という言葉に象徴されるように、制度スタートの時点において、施行後引き続き検討すべきものとされた課題は少なくない。

「被保険者・受給者の範囲」の問題は、その中で最大の課題であると言える。

1. これまでの経緯

(1) 介護保険制度をめぐる議論

（制度設計当初から大きな論点）

○ 介護保険制度において「被保険者・受給者の範囲」をどうするかは、当初から大きな論点の一つであった。

1994年（平成6年）12月の「高齢者介護・自立支援システム研究会報告書」では、「65歳以上の高齢者を被保険者かつ受給者とすることが基本と考えられる」とした上で、高齢者以外の障害者については「介護サービスを取り出して社会保険の対象とすることが適當かどうか、慎重な検討が必要」との考え方が示された。

○ その後、65歳以上とする意見や20歳以上とする意見などをめぐり様々な議論が行われる中で、1996年（平成8）4月に出された老人保健福祉審議会・最終報告では、

- ① 「65歳以上の高齢者を被保険者とすることが適当である」とした上で、「20歳以上の者を被保険者、受給者とすべき」との意見などがあったことも附記され、また、
- ② 65歳未満の若年者を被保険者・受給者とすることについては、今後の検討課題として位置づけ、その前年に策定された「障害者プラン」に基づくサービス整備の進展状況等も見極めた対応を行うべきではないかとの指摘がなされた。

(施行5年後の検討課題に)

○ さらに、この問題は与党内でも大きな争点となり、論議が重ねられた。その結果、最終的には「老化に伴う介護ニーズに応えること」を目的として、被保険者・受給者を「40歳以上の者」とする現行の枠組みがとりまとめられた。その理由としては、老化に伴う介護ニーズは高齢期のみならず中高年期にも生じ得ること、40歳以降になると一般に老親の介護が必要となり、家族の立場から介護保険による社会的支援という利益を受ける可能性が高まることがあげられた。

そして、これと併せ、法施行後5年を目途として制度全般に関して検討を加え、必要な見直しを行うことを定めた介護保険法附則第2条において『被保険者及び保険給付を受けられる者の範囲』が検討項目の一つとして具体的に掲げられることとなった。

(2) 障害者施策をめぐる動向

(障害者施策における対応)

○ 一方、障害者施策の観点からは、1996年（平成8年）6月の身体障害者福祉審議会の意見具申において、

- ① 「介護に対するニーズは、年齢や障害の原因を問わず、すべての国民が・・（中略）・・共通して必要なものであり、地域における要介護者の支援体制は、高齢者・若年者にかかわることなく整備していく必要がある」とした上で、